

総務生活委員会会議録

- 1 日時 令和5年8月1日(火曜日)
開会 午後 2時26分
閉会 午後 3時45分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 高谷 幸男 副委員長 山田 雅徳
委員 荒木 将之介 委員 森安 健一
" 三宅 啓介 " 岡崎 亨一
" 村木 理英 " 剣持 堅吾
(欠席) なし
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 西村 佳子 同次長 宇野 裕
同主幹 岩佐 知美
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島 邦夫 総合政策部長 梅田 政徳
政策調整課長 岡本 紀子
デジタル化推進室長 難波 孝次 人口増推進室長 目黒 由基
総務部長 内田 和弘 財政課長 横田 優子
財政課主幹 岡 真里 財産管理課長 小野 達史
財産管理課主幹 林 琢也 契約検査課長 鹿野 雅弘
市民生活部長 新谷 秀樹 市民課長 前田 英子
建築住宅課長 八重 信幸
- 6 調査事項及び報告事項その結果
調査事項
(1) お試し住宅について(現地視察)
(2) 常盤公園の備蓄品について(現地視察)
(3) 雪舟くん予約センターについて(現地視察)
報告事項
(1) 令和4年度総社市空家等実態調査の結果について
(2) 総社公式LINEの機能拡張について
(3) 新庁舎建設工事の進捗について
(4) マイナンバーカードの交付状況等について
- 7 報告及び調査経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午後2時26分

○委員長（高谷幸男君） ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項の1、令和4年度総社市空き家等実態調査の結果について、当局の報告を願います。

人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 報告事項(1)番、令和4年度総社市空き家等実態調査結果につきましてでございます。

近年、全国的に人口減少並びに少子・高齢化の進行などにより、適正管理が行われていない空き家が発生しております。令和元年9月に総務省が公表した平成30年の住宅・土地統計調査においても、全国、岡山県とも空き家は増加傾向であります。特に、利用目的のない、住んでいない住宅が増加傾向にあります。これは、空き家は個人の問題にとどまらず、地域の問題になりつつあると認識しております。こうした状況から、総社市においても、空き家の発生を防ぐであるとか空き家の適正管理、利活用などの総合的な取組を進めておるところであり、昨年度、総社市空き家等実態調査を実施いたしましたので、その概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、1番の調査の目的につきましては、記載のとおり、空き家に対する適切な施策の実施に向けた空き家の実態を把握するためでございます。

2及び3につきましては、調査をしていただいた業者、調査をした期間につきまして記載をさせていただきます。

4の調査対象につきましては、市内全域の全ての家屋等ございまして、ゼンリンの住宅地図データによる推計2万6,461件を調査対象としております。

続いて、5番目の調査方法に関しましては、先ほどの2万6,461件の対象物件に対しまして、空き家等の調査兼不良度判定票に基づいて敷地外から外観目視による現地調査を行い、6番目に書いている調査結果のとおり、1,652件を使用実態のない空き家と推定いたしました。

6に記載の表は、地域別に空き家状況をまとめたものでございますけれども、市内全域にわたって空き家が分布している状況でございます。空き家の実態別で見ますと、比較的空き家の状態がいいAランク、Bランクの空き家が半数以上を占めており、住めそうな空き家が多いことが推察されました。また、老朽化した、あるいは危険な空き家、Dランク、Eランクに相当する物件については、空き家の15%程度ではございますが、250件程度あり、このまま手入れをせずに放置しておく影響を及ぼす可能性があるかと判断されたもので、引き続き適切な働きかけをしていく必要があると考えております。

さらに詳しく空き家の分布を見てまいりますと、人口が集積している南部エリアにおいて空き家が多い状況でございます。次ページに書いておりますけれども、大字別建物数と空き家率を見て

みますと、南部の中でも総社一丁目、二丁目、ちょうどJR東総社駅南側の空き家率が高い傾向にあり、このエリアの空き家率は、市全域の平均値を上回っておるのが実態でございます。次に多いのが北部エリアでございまして、面積も広いのですが、非常に多くの空き家がある状況になっており、特に宇山、延原あたりは、およそ建物の半分以上が空き家になっているという状況でございます。

空き家の実態調査の結果については以上でございますが、この調査結果を活用した今後の取組、展開でございますけれども、利活用可能な空き家、いわゆる住めそうな空き家につきましては、所有者等の御意向を把握するため、アンケート調査を順次行い、売却や賃貸を希望される所有者等には空き家バンク、空き家百選への登録を現在働きかけております。また、危険な空き家については、いろいろ地元の皆様、所有者の皆様の御意見も伺いながら、適切な助言などを行っている状況でございます。

説明は以上です。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） お疲れさまです。空き家の状況なんですけども、ここはいろんな宅地があるんですけども、これ、農家住宅というか、農家の家も含まれておるんですか。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 農家の空き家も含まれております。全ての家屋で調査をしております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。

今、農家のことをお尋ねしたんですけども、阿曾とか、ああいったところへ行くと、結構農家の空き家でも、そこへ住みたいという方がおられたときに、結構農地、田んぼも所有してくださいよという条件があるんですけども、その辺の問題のクリアというとなかなか難しいと思うんですけども、その辺の関係はどういうふうに思われますか。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 御質問ありがとうございます。

空き家の売却とかに併せて土地、農地を売りたいと言われる方のお声は、確かにあります。農地の売却には幾つか条件がありまして難しいところもありますが、農地のそういう貸出しや、いろいろセットの話になりますけれども、流動化推進員であるとか農林課と連携して、つなげられるように取組はしております。ただ、農地取得の下限面積が緩和されたということですけども、農業者の認定については変わってないんで、そのあたりはいろいろ慎重に対応していかないと

う認識は持っています。

○委員長（高谷幸男君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。また、いろいろと教えていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○委員長（高谷幸男君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 失礼します。6番の調査結果の中にある調査不可というのは、どういう状況で不可だったのかということをお教へてほしいのが一つと、あとA、B、C、Dでランク分けしてるんですけども、この中で、いわゆる特定空家に、今総社にはないんですけども、どのあたりからその可能性が出てくるのか、そういうことをお聞かせください。お願いします。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 御質問ありがとうございます。

調査不可の計49件でございますけれども、これは、例えば公道から目視検査をするわけですが、雑草や繁茂などによってなかなか調査判定ができなかったものなどが該当します。なかなか物件の状態が見れないんですけども、進入路も草ぼうぼうみたいなところもありますし、そういうところが調査不可ということになっております。

次に、空き家の状態の分類でございますけれども、先ほど申しましたように、Aランク、Bランクというのが住めそうな空き家、あくまで推察でございます、Bランクというのが少し手を入れたら住めるんじゃないかなという空き家。それから、少し老朽化、危険な空き家の御質問でございますけれども、それは放置したら危険な空き家というのがDランク、それからEランクが危険な損傷があつて倒壊の危険性が考えられるという空き家が該当しており、現地を見ていろいろ判断することでございます。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） それは、ここに書いていただけてるんで分かるんですけども、実際なかなか特定空家に認定するのは難しいんでしょうけども、この本当に危険な損傷を認める、倒壊の危険性が考えられるというものが95件も市内にあるということなので、そこをどのように処理していくかということだと思ふんですけども、これは、もちろん協議会での協議の結果になると思ふんですけども、特定空家というふうに判断されてもおかしくないようなものという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 今御質問のありましたEランクの物件ですけども、これは、あくまでゼンリンのほうの外観目視の調査ですので、実際もう一つ踏み込んで、所有者を特定して、現地に入らせてもらうようなお話をし、実際の状況をしっかりと見た上で特定空家としていただく

と思いますが、ただ所有者が特定できないもの、そういったものは直接こちらが相手に知らせずにも排除できますので、そういったことをして、一つずつ潰していかなきゃいけないと思っております。ただ、これまでも何件か既に御相談されております。そういったものは、所有者のほうに通知を送ったり、あるいは現地のほうにも入って物を見ておりますので、そういったものは所有者のほうで今後改善とかをしていくこと、そうじゃない場合は特定空家に認定することになるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） ありがとうございます。

報告事項ということなんで、あまり詳しくは聞けないかなと思うんですけど、2点ほどちょっとお尋ねがあるのが、空き家の件数1,652件のうち、連絡が取れる家の方と連絡が取れない家の方がいらっしゃると思うんですけど、そのあたりのことが把握されているならば、どのぐらいの数字が連絡を取れない人がいるのかというのを教えていただきたいのと、先ほどこのデータを使って今後の動きを説明されたんですけど、もう一度、この調査結果を使って今後どういうふうに具体的に動いていくのかということをもう一度ちょっと教えていただけますか。2点。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 御質問ありがとうございます。

実態調査の結果を基に利用者、オーナーの皆様に意向調査を実施して、なるべく利活用につなげてまいりたいということで実態調査はやっておるといところがございます。ゼンリンのデータと我々の固定資産の名寄せであるとか、住基あるいは戸籍、そういうものを活用して、突合させて、今まさに所有者の皆様に向けた意向調査をやっているといところでございます。

第1弾として、7月に351件のA、Bランクの方に、今後どう考えますか、空き家はどうされていきますかというアンケート調査をさせていただいております。回答数が204件、回収率が、今のところでございますけれども、58.1%ということで、204件のうち、そうじゃ空き家百選、空き家バンクなどを活用して売却を考えてみたいというような、資料請求を求めてこられた方が69件ございまして、既に百選の申請があった件数が4件あってございます。こういうことを少し地道にやっていくであるとか、それから空き家の出前講座であるとか相談会であるとか、地域の中に下りて行って、地域ぐるみで今後も空き家の掘り起こしをやっていくであるとか、そういうことも含めて取り組んでいきたいと考えてます。

○委員長（高谷幸男君） 連絡が取れるのは何件とか分かりますか。

人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 1,652件のうち何件取れるかというのは、把握しておりません。やはりマッチングしてみて、合致しないとなかなか適切にアンケートも送れないとかがありま

すから、全部が全部把握はできておりません。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。今の話でいくと、AとBのランクという一番活用しやすいところの方々に向けてアンケートを送って、7月に351件送ったけれども204件から返事が来た。58%、6割の人から返事が来て、4割の人は返事が来ないと。それ、多分一番利活用しやすいタイプの空き家でそういうことであるならば、C、D、Eに送るとかなり返事が返ってこないということは想定されるだろうという感じかなというふうに思いました。

再度ちょっと質問なんですけど、今この活動、この調査結果を使ったこの活動を、どのぐらいのスパンでA、Bも含めた残りのところをやっていく、今年度中にやっていくのか、いや二、三年かけてやっていくんだと、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 利活用目的、利活用につなげていく分については、もう第2弾を今発送準備中のごさいまして、早くやってしまいたいと思ってます。なかなか、相手方がいらっしやるんで、6割がどうなんだというところはあるんですけども、いろんところで空き家バンクを紹介し続ければ、今出前講座とかでも地域12会場、下りて行って説明して、その話を聞かれて空き家バンクに登録される方もいらっしやるとか、民生委員を通じて空き家バンクを知り得てお問合せが来たとか、様々ございますので、いろんところへ出てまいって利活用につなげていきたいと思ってます。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

先日意見交換会を議会のほうでしたら、かなりこの空き家の問題が地域から出てきて、非常に今興味があるテーマというか、重要なテーマだなというふうに改めて感じたので、今言われたように、地域の方を通じて啓発するというのは非常に重要だなと思ったのが、この間の意見交換会でもあまりそこが浸透されていないような気がしたものですから、話を聞いてて、やはり地域の方からも声をかけてもらうとか、利活用したほうがいいんじゃないかということは重要だなというふうに感じたので、引き続いて、大変な作業だと思いますけれども、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） ほかにはございませんか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） この実態調査、ありがとうございます。見させていただきました。

この実態調査なんですけど、一度これ、しっかり確認してみようということで今回この調査をさ

れたとは思いますが、予定としてというか、これ、今後ともある程度定期的に調査をやっていこうという思いがあるのかを、今聞いても答えはないかもしれませんが、空き家も日に日に多分増えていくかもしれないですし、今A、Bにランクをしているところが、時間が経てば経つほどこれがCになりDになりという危険度もどんどん増していくと思うんですが、これは定期的に考えていかれるのかどうかというのをまずお尋ねをしたいと思います。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 山田委員、ありがとうございます。

放っておくとどんどん増えるということでございますから、空き家の発生を抑制するために、新たに出前講座を我々は今年度からやり始めるというところがございます。これからもっと地域に下りて行って、地域ぐるみでやっぱり空き家を何とかしていこうという取組をしないと、増える一方ですから、その辺は深掘りをしてやっていく必要があるのかなと考えています。継続して調査をやっていくのかということについては、今のところはまだ考えておりません。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 大規模な全部目視でというのは、そんなに何回もしなくてもいいのかなと思います。今回のこの数字が上がってきたところと連絡が取れれば、要はその年数等かかっているかここが劣化していくとかどうなのかというだけなのかなというふうに思うんですが、先ほど荒木委員の質疑の中で調査不可のところが出てきたと思います。公道から目立たなくて、目視ができなくて、草とかが生い茂っててというようなお答えがあったと思うんですが、これ、勝手な、今お話を聞いての想像なんですけど、この調査不可の49件というのは、どちらかというところのA、Bには入らずに、どちらかというところの後半になってくるのかなというふうに思うんですが、その辺はどう認識されていますでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 公衆用道路などから見えない空き家という推察でございますから、老朽化してるのは、入っていけないわけですから、お見込みのとおりD、Eランクではないかと認識しております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 恐らくそのとおりだと思いますので、当然その調査不可のものもこのD、Eに該当するのではないかとこの基に今後の対応をしていただきたいなというふうに思います。

そのD、Eランクについてなんですけど、これは、あくまでも総務生活委員会ではこの実態調査が範囲なもので、じゃあ個別、そこがどれぐらい危険でどうしていくのかというのは、現状、今我々の委員会の外になってしまう、産業建設委員会の範疇にはなってくるんですが、それでもあえてちょっとお尋ねをしたいのが、このD、Eのところ、先ほども質問の中でどんなものなのか

という、DがどんなものでEがどんなものかという質問があったんですけど、ちょっと具体的などころでお尋ねをしたいのが、先月溝口の地区で土の塀ですか、が通学路、崩れたという、そういった事件があったかと思えます。A3の大きい表で見ると、これが溝口地区なのであればDランクが一つあるので、もしかしたらここなのかなどうなのかなと。土の壁が崩れたその空き家というのは、ここのランクでいうとどうなるのかというのが一つ。

あと、先ほど三宅委員からも少し話、触れてましたけど、こちら、議会側で今地域との意見交換会というのをしております、先日三須地区と意見交換をしました。その中で一つ、空き家がもう崩れてるものが上林地区に1件ありまして、これが、そのEランクでいうと倒壊の危険性が考えられるって、これ、書いてるんですけど、我々現地調査したら完全に倒壊してるんで、あの倒壊したものは空き家として認められるものなのか、倒壊の危険性がある、この表であるとEランクに上林1って書いてるので、その倒壊してしまってるものは、これ、Eという形になるのか、見た目とこの文章のランク分けというのがどんなものなのかというのをちょっとお尋ねをしたいと思えます。把握できればお願いします。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） まず、溝口の件でございますけれども、この判定というのは、あくまで母屋判定でございます、ランクは今把握してませんが、建築物の一部である土塀、外にある土塀ですけど、あれが崩れたという実態がありました。ケースごとによって関係部署で対応していくわけですが、Eじゃなくても、土塀が崩れそうなことがありましたら、我々総合政策部であるとか、建築住宅課あるいは地域応援課などと連携して、まず現地に行って、エラーがないようにやっていくというところでございます。

上林の件は、これはもう母屋が倒れているみたい、倒れかかっているを超えている状況でございます、空き家の実態調査の結果でも、周辺に影響があるであるとか、緊急性があるんじゃないかという結果は出ております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。

具体的にここがこうなってというのがなかなかお話しづらい部分がちょっとあるんですけども、また、じゃあ該当するその建物自体が今後どうするのかというのはこの委員会で議論ができないので、この程度にはさせていただこうと思うんですが、先ほど御答弁いただいた中で、あくまでも母屋判定だというふうにおっしゃってたと思うんですが、これ、4の調査対象のこの家屋等とはというので、塀や門柱等の付帯建築物のことをいうというふうには書いては、今資料の中にはいただいているんですけども、今のお話だと、どちらかというのと付帯物は見ずに今回のその調査は母屋を判定しましたよということでもいいんでしょうか。ちょっとそこを確認をさせていただきます。

○委員長（高谷幸男君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。

今回の1,652件というのは、ゼンリンの調査員の主観判定によって、母屋の主観判定という位置づけでございます。しかしながら、調査については、母屋、附属屋、それから門や塀、それから周辺の道路の状況、それから衛生上、景観上の問題がどうか、それから緊急措置が必要かどうかなど、総合的に含めた調査結果でございます、この1,652件というのは、家屋の、母屋の判定ということでございます。

（「分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにありませんか。

岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） 御説明ありがとうございます。

調査不可とEのところ、これは、調査結果についてとありますのでこのまま受け取ればいいのかと思うんですが、今後について、特定空家を指定していくには調査、助言、行政指導、また状況改善の勧告というふうになっておるようですけども、これでいくと、じゃあ調査は終わったと認識でよろしいのでしょうか。調査が終わったとなると、助言、行政指導、また状況改善の勧告を行っていくつもりなのかどうか、その辺をちょっとお教え願います。

○委員長（高谷幸男君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 御質問の件ですが、あくまでこれはゼンリンの調査ですので、これを基にまた詳しい調査をして、これが倒壊の危険があるとか特定空家に該当するとかといったことをもう一度はっきりさせた上で指導、助言とかを進めていこうかと。その前に、まずはその所有者の方を特定しなければなりませんので、その前に所有者を特定しながら、そちらについては、この空家法の特定空家としての助言ではなく、事前の助言として、こういう状況にありますよというような文書を送りながら、相手方と交渉しながら進めていくといったような現状でございます。これからは、今の調査を基に、より危険なもの、今特に調査依頼を受けてるものとか、市民の皆さんからこういった危ないものがあるということで御相談を受けてるものをまずは最優先して調査を進めていってる状況でございます。

○委員長（高谷幸男君） 岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） 大変ですね、職員が今後詳しく調査をしていくというのは。実際に、これ、特定空家になると、翌年から固定資産税は6倍になりますよね。特定空家の指定を市としては、これ、副市長、市としては特定空家を指定していこうという方向性なんではないでしょうか、どうなんではないでしょうか。その辺、市長の御意向もあるんじゃないでしょうか、もしその辺が何か市としての方向性が決まるとるんであればちょっとお教え願いたいんですけど。

○委員長（高谷幸男君） 副市長。

○副市長（中島邦夫君） 特定空家につきましては、いずれはそういう時期が来るかなと思っておりますが、まだそこまでの協議はいたしておりません。今後、調査の結果次第によっては再度、再

度といたしますか、検討してまいりたいと思っております。

○委員長（高谷幸男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項2、総社公式LINEの機能拡張について、当局の報告を願います。

デジタル化推進室長。

○デジタル化推進室長（難波孝次君） 失礼いたします。報告事項2番、総社市公式LINEの機能拡張につきまして御報告させていただきます。

お手元の資料8ページでございます資料5を御覧ください。

総社市公式LINEにつきましては、これまでも本会議等におきまして、その活用について御意見をいただいているところでございます。前回の6月定例会市議会におきましても、市長からDXの取組を加速させるといった行政報告が行われ、本委員会の山田副委員長からの公式LINEの機能の充実についての一般質問の中で、市長からは、公式LINEを活用し、市役所に来なくても手続きが完結するようなサービスを提供していきたいと答弁がなされたところであります。

資料の項目の1番目でございますが、総社市公式LINEの活用によりましてどんなことができるようになるか、代表的なものにつきまして、簡単ではございますが、御説明させていただきます。

最初に上げておりますセグメント配信、これは、LINEでの情報配信につきまして、あらかじめ居住地や性別、生年月日、興味のある情報ジャンルなどを登録していただくことにより、例えば昭和地区の住民のみであるとか、50歳以上の男性の方であるとか、市民の方、市民以外の方など、登録者の属性に応じて必要な情報を必要な人にだけ提供できるといった機能になります。

次の定期配信でございますが、こちらは、一度登録しておけば、決まった周期でお知らせメッセージをLINE上に配信できる機能であります。例えば、使い方としましては、月に1度の不燃ごみとか資源ごみの日を、それぞれの地区の収集日に合わせてお知らせするといったことなどが可能になります。

次のチャットボット機能は、想定される質問とその回答を準備しておき、市民からのLINE画面上からの問合せに対して適切な回答を返信するといった機能になります。

リッチメニュー作成機能は、公式LINEの下部に表示されるパネル、こちら、これをリッチメニューといいます。このパネルの配置を比較的自由に作成し、複数のメニュー制御などを行うことにより、より利用しやすい画面を提供することができます。

申請機能については、何についての申請かといった申請の種類を選び、LINEの画面上より必要な事項を答えていくことにより、市に対しての申請をLINE上で行うことができる機能になります。

通報機能は、申請機能の一部になりますが、道路の破損、損傷などについて、住民がLINE上で位置情報と写真を添付し、損傷報告を市に直接行うことができるといった機能になります。

公的個人認証機能は、あらかじめマイナンバーカードによる公的個人認証を行っておくことにより、本人確認が必要な申請などについてもLINE上で申請を行うことができる、あるいは市から個別にプッシュ型の通知を必要な人だけに配信できるといった機能になります。

決済機能につきましては、LINE上で電子マネーなどによる決済を行うことにより、手数料等の納付が行える機能です。

代表的な機能につきまして御説明しましたが、いわゆるスマホ市役所、手のひら市役所では、これらの機能を単体や組み合わせて利用することにより、市役所に来庁されなくても申請や手続を完結することが可能になります。

次に、項目の2番目、総社公式LINEの機能拡張について御説明いたします。

デジタル化推進室では、早急に公式LINEの活用について進めていくため、サービス提供事業者のサービス内容であるとか提供価格などについて検討を行いました。その検討を進めていく中で、サービスのトライアル期間、いわゆるお試しでの利用期間ということになりますが、新しい公式LINEのメニューを7月20日に公開いたしました。以前のメニューでは、コロナ関係のホームページへのリンクと防災関係のホームページへのリンクのみでしたが、新メニューではくらしの手続きガイドへのリンク、道路の不具合通報、防災関連としてハザードマップの表示、避難所の検索、市の防災ホームページへのリンク、またごみの分別案内と収集日通知を新たな機能として追加しました。

また、今後充実を図っていききたい分野としましては、スマホ市役所を充実させるため、各課へのいろいろな申請をオンラインで受付できる機能、仕組みの構築やチャットボットによる問合せ機能を持たせる、さらには生成AIを組み合わせたチャットボットの活用、公的個人認証による本人確認を利用する、より厳密な申請のオンライン化、給付金等のスピーディーな給付などが考えられ、市民の利便性向上のため、早期に予算化を行い、本格導入をしてまいりたいと考えております。

続きまして、資料を1ページおはぐりいただきまして、9ページになりますが、項目3、株式会社Bot Expressとの連携協定について御報告いたします。

公式LINEの機能拡張を検討していく中で、そのサービスを提供しているBot Express社の方とお話をさせていただく機会が何度かありまして、その中でBot Express社は、サービスの提供事業者として、自治体の現場の希望や声を取り入れて提供サービスの質を高めていきたい、総社市としては、スマホ市役所の実現、市が目指しております全国屈指の福祉文化先駆都市の実現に向けた機能の樹立と充実が期待できるなど、両者にとってメリットがあるため、総社市・株式会社Bot Expressによる「めんどくさい」をゼロにするスマホ市役所設立連携協定を締結し、お互い協力して機能開発を進めていく運びとなりました。

協定内容としましては、資料の記載のとおりでございますが、住民にとって簡単な操作で申請な

どのオンラインサービスを提供していくことや、高齢者や障がい者といった社会的弱者にとって使いやすいサービスを研究していくことが盛り込まれております。今後市民の方が何を一番必要としているかを考え、市民にとって使いやすいサービスを提供し、利便性の向上につながるよう、DX推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 御説明いただきましてありがとうございました。また、私、個人的にはずっと提案しておったものですので、やっと前に進めていただいたのかなという、そういった思いでございますが、1点ちょっと教えていただきたいんですけども、先ほど3としてBot Express社との連携協定ということで御紹介をいただいております。単純にその会社と契約をしてその商品を使っていくというのは、恐らく通常の流れで、どこでもやってることだと思うんですけども、あえてこの会社と連携協定を結ぶと。記者発表のときにもちょっと珍しいパターンだみたいなことの趣旨はあったと思うんですけども、あえて通常の契約とかという形を踏むんでなくて、この連携協定をわざわざこの会社と結んだというのには何か狙いが、少し触れていらっしゃいましたけども、何か特別な思いがあるんでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） デジタル化推進室長。

○デジタル化推進室長（難波孝次君） 今は、実際には無料のお試し期間を利用している形ということでありますので、その期限後は、当然予算化を行った後でございますが、正式にアプリケーションの利用契約といったものを結んで使用していきたいと考えております。そうした中で連携という形を取った意味でございますが、例えば総社市が使いたい機能とかというのが、こういうことをしたいというのがあったとしても、提供されるサービスは全国共通のサービスに基本的にはなってきますので、それを総社市の職員が組み上げるかお金を払って業者に作ってもらうかといった選択肢が出てきます。そうした中で、連携協定の中で業者に作ってもらえば、それは総社市にとっても利用できる、行く行くはサービスとなりますし、それが全国の自治体に広がっていくといったことも考えられ、そうしたことを考えまして連携協定という形を取らせていただいております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） ざっくりとした流れというか、お聞きいたしました。

要は、この連携協定を結ぶことによって、向こうは向こうで自治体がどういったことを求めているのかというのをフィードバックされると、我が市としては、そういうふうな連携協定を結ぶことによって、総社市が使いやすいようなカスタマイズを向こうがやってくれるんだというようなところが一番の大きいポイントだということでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（梅田政徳君） 御質問ありがとうございます。

今デジタル化推進室長からあったとおりでございますけれども、今回のBot Express社と連携協定を結ぶということに至った経緯ということで申し上げますと、スマホ市役所というのを今回導入いたしますということで、このプラットフォームとして、このBot Express社のサービスというのを各自治体が使っていて、非常に使い勝手がいいものじゃないかということを考えておりました。その中で、ただこのサービスというものを使っていくというふうにしたときに、今回多分、今私も総社の公式LINEでやってる中では、ごみの通知の話を入れたりとか少し通報機能を入れたりということで、各自治体がこのプラットフォームを使ってそのサービスをどんどん拡充させていくというようなことをやっていくというようなプラットフォームの基盤になってるということでもあります。

その中で、じゃあどういったサービスというのを今後構築していこうかというような我々のニーズというのがいろいろあって、それを構築していくというときに、なかなか自分たちだけでやるというのが難しかったりとかするので、そここのところにうまくアドバイスをいただけると、いろんなサービスの拡充につながるんじゃないかというのが総社市側の狙いということになります。その上で、あとは向こう側にどういったメリットがあるかということでもいいますと、先ほど山田副委員長のほうからお話があったとおり、自治体側でどういうニーズがあるかというのをしっかり把握をして、サービスの提供事業者としてプラスの効果があるということで、お互いウィン・ウィンの関係でこの連携協定を結んだということでもあります。

このサービスをいろんな自治体が入れてますけれども、なかなかできるメニューとかがどんどん増えていかないみたいな自治体とかもあって、なかなか推進力というものが必要なというのが私の問題意識としてありまして、その中で今回協定を結んで、よりこれを推進力として使っていこうということを考えているということでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 詳しい御説明をいただきました。

これ、最後にするんですけども、もう一回ちょっと確認をするんですが、よくある業者と通常の契約と違ってすると、こういうふうにしてほしいんだよねというカスタマイズが出てくると、大体業者から、それは仕様がないんですみたいな感じで寂しくはねのけられるということがあるんですが、この協定の上でいけば、じゃあそういったことも含めて先方さんが対応していただけるということを期待をしていいということでしょうか。これで最後にします。

○委員長（高谷幸男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（梅田政徳君） 今回連携協定の中で費用の関係ということも規定をしております、その中では、このプラットフォームを使った中でのものということであれば、費用負担は生じ

ないというようなことで締結をしているということでもありますので、このプラットフォームの中でこういう構築をしていきたいんだというようなところで新たなサービスの構築というところには、基本的には費用はかからないということでお互い了承しているということでございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） ありがとうございます。

ちょっと教えていただきたいのが、このLINEの機能拡張の部分で書いてある項目、これは、いつ頃使える、もう既に使える部分もあればこれから拡張していくものもあるんだというふうに理解してるんですけど、どのぐらいの期間で使えるようになるんでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） デジタル化推進室長。

○デジタル化推進室長（難波孝次君） 三宅委員の御質問でございますが、機能的には下二つ、公的個人認証と決済機能、これにつきましては、公的個人認証につきましてはJ-LISとの契約、決済機能につきましてはLINE Pay社との契約というのが必要になりますので、こちらを予算化した後で正式に契約を結び利用が可能になるという形になりますが、今トライアル期間で使用しておりますプラットフォームにつきましては、それ以外の部分は使えるようになります。そうした上で、いろんな申請機能であるとかチャットボットの機能であるとかございますが、準備が整い次第、3箇月後とか半年後とかというのではなく、1箇月とか、それぐらいの範囲で順次使えるものから機能拡張を行っていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。今の話だと、公的認証と決済機能のところは、これ、予算が絡んでくる話なので、じゃあ今後補正で組むのか年度の当初で組むのか分かりませんが、そういうタイミングになるだろうということと理解いたしました。分かりました。

9ページのほうのBot Express社とのこの協定内容の中で、これ、4番目に住民の声を広く集められる仕組みを構築しと書いてあるんですけど、僕は以前議会の一般質問の中で、LINEを使って相談、子育てだとかそういう相談体制を充実すべきじゃないかと言いましたら、当時の職員さんがLINEは海外のサーバーを経由して、重要な個人情報を扱うようなことはまだ難しいんだというふうに言われたことがあって、そういうものなのかと。当時の官公庁もなかなかそこに二の足を踏んでいるというような説明があったので、それはそれでそういうものかなと納得はしたんですけど、これ、今の私が相談体制を充実すべきじゃないかというこの話と、この住民の声を広く集める仕組みを構築してこれを可視化するというのは、若干違うようなイメージなのか、ちょっとそこら辺、どういうイメージのものなのかが分かれば教えていただけますか。

○委員長（高谷幸男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（梅田政徳君） 御質問ありがとうございます。

今こちらの協定内容の4番目の住民の声を広く集められる仕組みの構築、住民の声を可視化とい

う話については、具体的な何か相談というよりは、どちらかという目安箱的な、御意見募集みたいなもののイメージがこの4番のところで想定をしているものというふうに御認識をいただければと思います。

一方で、このLINEを使ったいろんな相談であるとか、そういったものに今実際取り組んでいる自治体も相当程度ございます。この機能の中でこういったことをやっていくのかというのは、今後拡充していくものをどういった分野で使っていきますかというのを検討を進めていきたいというふうに思っています。その中で、いわゆる個人情報の取扱いであるとか、そういったもののある意味ルールというんですか、そういったところにもよく気をつけながらこの運用を図っていかねばならないかなというふうに思っています。

それから、1点目の質問の中で、これを今後どのようなスケジュールでどういうふうにこの機能を拡充していくのかというお話がございました。実際に、先ほどデジタル化推進室長から御説明あったとおり、予算が伴うものにつきましては、この公的個人認証、それから決済機能、こちらについては予算措置がなされてから実際に機能が使えるという形になります。

実際そのほか、上のセグメント配信であるとか定期配信、それからチャットボット、リッチメニュー、申請機能、通報機能、こういったものについては、今、いわゆるプラットフォームの基盤としては使えるというものになっておりますけれども、じゃあこれをどの申請に、これ、本当に申請機能を持たせますかとか、じゃあ子育ての何かの申請に持たせますかというのは、個別でこれから作っていかねばならないし、それが事務的に本当にこれができるものなのかというのも順次取り組んでいきますけれども、基本的にはいろんな全ての申請機能というのをこの中で完結できるようにということを目指してはやっていきますけれども、これ、いつまでにこれができます、これができますというのは、今後また検討を進めていきたいというところでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

それと、もう一点だけ。この協定内容の7番目のところに高齢者、障がい者、外国人が使いやすいサービスの研究と実装という言葉が書いてあるんですけども、これの他市の広報を見てたら、岡山市なんですけど、スマホを高齢者の方に貸与して使っていただくような、そういうサービスをするんだ、もちろん実費をいただいて、ここに書いてあるように、これがそこに該当するのかどうか、LINEのありきで今話が進んでいるんですけど、その使いにくい方の、高齢者の方のサポート的なことも考えてはいるんでしょうかね。

○委員長（高谷幸男君） デジタル化推進室長。

○デジタル化推進室長（難波孝次君） 高齢者とか障がい者の方にスマホの実機を配るとか貸し出すとかといったことについては、現在のところ考えてはおりません。そうした中で、去年も行ったのですが、高齢者を対象にしたスマートフォン教室のようなもの、これも今年秋頃から順次開いて

いく段取りにしております。去年はちょっと応募が少なかったんですが、今年は、広報の方法等工夫しまして、たくさんの方に来ていただけるような教室にしていきたいと思っております。

以上でございます。

(「分かりました。」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) ほかにはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の3、新庁舎建設工事の進捗について、当局の報告を願います。

財産管理課長。

○財産管理課長(小野達史君) 失礼いたします。それでは、報告事項3、新庁舎建設工事の進捗について御報告をいたします。

10ページの資料6、建設工事工程表を御覧ください。

庁舎棟、議会棟の全体の工程スケジュールにつきましては、2月にお示しをいたしましたものと大きく変更はございません。

現在の工事状況でございますが、現庁舎南側の庁舎棟につきましては、資料の庁舎棟、6月から8月の部分、地盤改良工事を現在行っております。四方をシートパイルで囲みまして、柱状の改良体を施工中で、先日までに1,200本中1,160本が今完了しております。また、柱状改良のパネル部分から掘削工事を行っております、今現在掘っている状態でございますが、それに伴います残土の排出も7月24日から随時行っているところでございます。柱状改良工事は今週中にはおおむね完了いたしまして、庁舎棟部分の掘削工事は8月末頃までには完了予定でございます。

また、庁舎棟東側の議会棟につきましては、現在北側、一番北端に配置をいたしますオイルタンクの周りのシートパイルの打設が完了しております、資料下半分の議会棟、7月の後半部分の杭打ち工事を7月21日から施工いたしております。これは、先日までに計画上では22本杭を打つ予定にしておりますが、もう全てこれも完了いたしております、予定では今週末までに、杭打ちのための重機の解体、搬出を行う予定となっております。引き続き、その後掘削工事を9月初旬までの予定で進めていくこととしております。

現在の進捗でございますが、7月末現在の出来高で申しますと、建築主体工事が8.2%、電気設備工事が3.5%、機械設備工事が4.4%となっております。なお、現在行っております柱状改良工事や残土の排出、南側道路の敷き鉄板の設置や、今後設置をいたします構台の設置につきましては、工事手法の変更や残土搬出先の変更、構台の形状変更などがございまして、増減累計2,000万円の専決の範囲内で資材等変更し、施工をいたしておりますところでございます。専決の内容につきましては、5月25日、6月22日に正副議長、総務生活正副委員長に事前の協議を行いまして、議員の皆様にも書面にてお知らせをしておりますとおりでございます。また、今後インプレスライド等の変更

も想定をされておりますので、ぜひ御相談をしていきたいと考えております。

進捗の説明は以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の4、マイナンバーカードの交付状況等について、当局の説明を願います。

市民課長。

○市民課長（前田英子君） 失礼いたします。報告事項4、マイナンバーカードの交付状況等につきまして御報告いたします。

11ページ、資料7を御覧ください。

1、マイナンバーカードの申請率及び交付率でございますが、令和5年7月9日現在で申請率は80.8%、申請枚数5万6,454枚、交付率が68.3%、交付枚数4万7,722枚でございます。昨日、7月31日時点の交付率は、69.1%でございました。また、死亡などで廃止となった分を省いた保有率につきまして総務省が6月30日時点を公開しておりますが、総社市は66.1%でございました。総社市の6月30日の交付率は68%で、約2%の差がありますので、昨日時点の保有率は、約67%と想定されます。

マイナンバーカードは、8割の方が申請をされていますが、残り2割の方で、マイナンバーカードを申請したいけれど自分で申請することが困難な方もおられます。そういった方のために、今年度は、新たに市内10箇所の郵便局で写真撮影や申請書の記入支援を行う申請支援を7月3日から実施しており、昨日、7月31日までに13件の申請がございました。そのほかにも、職員が公民館等へ出向いて写真撮影を行う出張申請も、本年度も引き続き実施しております。また、出張申請を希望される高齢者施設等ありましたら、出向きもあります。

次に、2、マイナンバーカード自主返納枚数でございますが、総社市では6割以上の方がマイナンバーカードを持っておられます。マイナンバー関連のトラブルが表面化した5月以降は、制度への不信感や個人情報漏えいの心配等から返納される方がおられ、令和5年4月から昨日までの7月31日までに9枚の返納がありました。資料では7月20日現在としていますが、7月20日以降、返納はありませんでした。返納が多かった月は、6月の6枚でございます。自主返納された方の中には、後日やはり必要だと言われた方もおられ、その方には再交付申請の案内をしております。この場合には、再交付手数料、1,000円が必要になります。

次に、3、マイナンバーカード関連に関するトラブルにつきまして総社市の状況を報告いたします。

まず、①コンビニ交付で別人の証明書発行でございますが、別人の証明書が発行された横浜市の場合では、複数の交付申請があった場合、印刷処理待ちのデータが上書きされてしまう誤ったプログラムであったため誤交付となりましたが、総社市の場合は、申請者ごとに異なるIDを付番し、1対1で対応しているため、申請者と異なる証明書が発行されることはございません。

次の②印鑑登録証明書のコンビニ交付で抹消した証明書が発行でございますが、転出が確定した場合には、コンビニ交付でも印鑑登録証明書の発行が不可となりますので、抹消した証明書が交付されることはございません。

次の③マイナンバーと公金受取口座のひも付けで他人口座を誤登録でございますが、誤登録の主な原因と考えられているのは、共用端末でのログアウト漏れですが、総社市の場合は、市民課での共用端末は設置しておりません。お客様からの要望に基づき、職員がひも付けを行っております。ひも付けの内容及びログアウトしたことを必ず御本人に確認してもらっておりますので、誤登録の事例はございません。

次に、④マイナポイント第2弾のポイントが別人に付与でございますが、本人からの問合せがあり、別人に付与されていることが分かった事例が1件ございます。この1件は、市民課窓口でのポイントの手続をしたものではございません。ドコモショップでポイントの申込みをされようとした際、既にポイントのひも付けをされていることが判明したものでございます。総務省がこの件を調査するためには市からの報告書が必要という伝達が7月12日にあり、報告書を提出したものでございます。

次に、⑤マイナ保険証に別人の情報がひも付けでございますが、不安に思われた方が市民課窓口を確認に来られましたが、いずれも確実に手続ができておりました。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 御説明いただきました。ありがとうございます。

ちょっとお尋ねをしたいんですけども、報道の中でこのマイナンバーカード、保険証のひも付けというのもあったと思うんですが、これ、市でどれぐらいの方が保険証のひも付けをされているのかというのが、これは実数の把握ができているんでしょうか、どうなんでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 御質問ありがとうございます。山田副委員長の御質問にお答えいたします。

健康保険証とひも付けした人数については、自治体ごとの申込者数は公表されておりません。しかし、参考となります数値、国全体の数値が7月20日現在で出されております。マイナンバーカードを取得した人数は、約9,372万人。そのうち、マイナポイント第2弾で健康保険証とひも付けを

し、ポイントを付与された人数は約6,195万人で、マイナンバーカードの取得者の約66.1%でございます。これを基に計算しますと、本市のひも付けをした人数は、約3万1,900人が想定されます。ポイントの付与を望まず、保険証のひも付けのみを行った方もおられますので、実態はもう少し多いと推測されます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） ありがとうございます。

推測ですが、3万1,900人ぐらいが想定されるということで承知をいたしました。

これをアナウンスをしていいのかなのかというのが分からないですけど、マイナンバーカードに関するトラブルという、不安に思ってる方の、報道がかなり加熱されて報道されることもあるので、不安に思う方がいらっしゃるのかなと思うんですけども、その不安に思った方が窓口にお尋ねに来て、例えば他人の情報がひも付けされてるんじゃないかとかという、それが窓口に行けば、これはすぐに調べて、大丈夫ですよとかというのは、そういったことが相談に行ったらすぐ分かるもんなんですか、こういうことというのは。

○委員長（高谷幸男君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 御質問ありがとうございます。

はい。山田副委員長がおっしゃられたとおり、マイナンバーカードを持ってこられて、暗証番号、4桁の数字とかが分かれば、それで状況等を確認することはできます。それによって保険証とのひも付け、ポイントがどこに付与されているかということも確認できます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。

窓口の事務負担がどれぐらいになるのかというのが分からないまま今お尋ねをするんですけども、不安に思ってる方もいらっしゃると思うんですけども、総社市は今のところ大丈夫ですよみたいな発信ができればいいのかなというか、これは非常に難しいんですが、これ、例えば我々も、時々市民の方から、新聞を見たんだけどどうなんだみたいなことをお尋ねされることが時々あるんですけども、基本的に大丈夫ですよってお答えするんですけども、不安に思われるんだったら、どうぞ窓口へ行って聞いてみてくださいというアナウンスをしてもいいのかは、多分担当というか、部長とかに聞いたほうがいいんでしょうかね。どうぞ窓口へ行って、気になるんだったら調べてください、大丈夫ですよというふうに言っていいものですか。

○委員長（高谷幸男君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） ありがとうございます。

実は、ホームページのほうにもそれらしいことをちょっと出しておりますので、御希望の方がおられましたら確認に来ていただけたらいいと思います。今はちょっと落ち着いておりますので、以

前のようにちょっと、12月以降になってくるとまた多くなってくると思いますので、それまでに来ていただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにありませんか。

じゃあ、私、1件だけお尋ねしたいんですが、この前も新聞報道されたと思いますけれども、備前市を含めて3市が交付率が75%以上であったかと思いますが、そうすると地方交付税が増額になったということがあります。総社市の場合は、それに該当がないわけですから交付税が増えてないということになるわけですが、例えば備前市が75%以上でどのくらい交付額が上がったか御存じでしょうか。分かったら教えてください。

財政課長。

○財政課長（横田優子君） 公表はされておられませんので、具体的なことは分かりません。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） すみません、この報告事項で申し上げるべきじゃないんですけど、マイナンバーカードなんですけど、保険証にひも付けというのはよく言われてて、医療機関でよくトラブルがあるというふうに言うんですけど、これは、医療機関で今までの紙の保険証とマイナンバーに移行するときに、窓口で非常に手間がかかるというのがあるんですね。だから、医療機関がこれ、あまりマイナンバーに前向きじゃないというのが1個あるわけなんですけど。だから、本当言うと、医師会とかでマイナンバーで市でどどんやっというのを確認するとか、本当はそういうものが必要じゃないかと思うんですけど、システム的に大丈夫というのと、現場で回らないというのはまた違うと思うので、その辺を精査していただければなと思います。

以上です。

答弁はいいですよ。答弁は要りません。

○委員長（高谷幸男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 1件。ごめんなさい。

その他という形を取ろうかと思いますが、先ほど報告事項の中で、空家等実態調査のものがありました。で、私やほかの議員も、報告事項ではあるんですけども、いろいろ聞きたいところというものがあつたもので、これよりももう少し深く調査をしたいなと思いますが、これ、後日で構わないんですけども、ぜひともこれ、報告事項から一歩進んで、調査事項にさせていただきたいなという

のが1点と、もう一点、委員長にお願いをしたいんですが、先ほどのこの空家等実態調査の報告事項の中でも、何件かお答えいただいたのが、建築住宅課がお答えいただいた部分があります。我々の所管の委員会を超えた内容というのも、特にこの危険空家等々になってくると産業建設委員会というふうになってしまいますので、できればこういったことも含めて深く調査をしたいなと思います。できれば産業建設委員会と合同調査というのを、委員長のほうから産業建設委員長に対してちょっと提案をしていただきたいと思いますので、お取り計らいお願いしたいと思います。

○委員長（高谷幸男君） そのような御意見があったわけですがけれども、どうでしょう、皆さん。今後調査事項としての調査をどうでしょう。各委員、どうでしょうか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 調査事項に上げていただけたらと思います。

○委員長（高谷幸男君） 分かりました。

それでは、調査事項としてやっていきたいと思いますが、ちょっと休憩取ります。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時44分

○委員長（高谷幸男君） 休憩を閉じます。

ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 以上をもちまして本日の報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時45分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 高谷 幸男